

平成 30. 5. 18
運協 1 - 1

福岡県国民健康保険運営協議会 (議事運営)

平成 30 年 5 月 18 日

1. 議事運営

福岡県国民健康保険法施行条例

条例の施行に関し、必要な事項について、規則に委任。

福岡県国民健康保険運営協議会規則

運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って、定める。

本日の付議事案

福岡県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

※主な内容

- 招集 会長が、日時、場所、付議事項を通知。
- 会議の公開 原則公開。（傍聴を認める。） → 傍聴規程（案）参照
後日、会議の資料及び議事録について、原則、公開。
(公開の方法は、県のホームページによる公開。)
- その他 参考人の出席要請可能。

福岡県国民健康保険運営協議会傍聴規程（案）

※主な内容

- 手続等 傍聴席の区分、傍聴人の決定、秩序の維持

2. 福岡県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県国民健康保険運営協議会規則（平成二十八年福岡県規則第六十三号）第五条の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の通知)

第二条 会長は、運営協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ運営協議会の庶務を行う福岡県保健医療介護部医療保険課長に対し、その旨を届け出なければならない。

(参考人)

第三条 運営協議会は、審議のため必要と認める場合は、参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第四条 運営協議会の会議は公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認める場合は、会長が運営協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができるものとする。

一 会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

二 会議を公開することにより、運営協議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(公開の手続)

第五条 前条の規定による公開は、その傍聴を認めることにより行う。

- 2 前項の場合における必要な手続については、別に定める。
- 3 運営協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等の方法により、周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第六条 運営協議会の会議を開催したときは、審議の概要を議事録として作成する。

- 2 議事録に署名する委員は、会長が出席委員のうちから指名する。

(会議録の公開)

第七条 第四条第一項の規定に基づき、公開された運営協議会の会議の資料及び議事録は公開する。ただし、会長が運営協議会の会議に諮り、非公開とすることができます。

- 2 第四条第二項の規定に基づき会議を非公開とした場合又は前項ただし書の規定により会議の資料及び議事録を非公開とした場合においては、会長が署名した議事要旨を公開する。
- 3 前二項の規定による公開については、県ホームページによる公開を行う。

(補則)

第八条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

3. 福岡県国民健康保険運営協議会傍聴規程（案）

(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県国民健康保険運営協議会規則（平成二十八年福岡県規則第六十三号）第五条及び福岡県国民健康保険運営協議会規程（平成三十年 月 日制定）第五条第二項の規定に基づき、福岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第三条 一般席の定員は、会長が、予め定める。

- 2 保健医療介護部医療保険課長は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、保健医療介護部医療保険課長において抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第四条 次の各号に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

- 一 決定した傍聴人以外の者
- 二 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第五条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音の禁止)

第六条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第七条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は保健医療介護部医療保険課長その他のあらかじめ会長が定める職員（以下「傍聴事務職員」という。）に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は傍聴事務職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第八条 この規程に定めのない事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。